

証券コード 4165
2021年12月6日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目10番1号
G I N Z A S I X 1 0 階
株 式 会 社 プ レ イ ド
代表取締役CEO 倉 橋 健 太

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月20日（月曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年12月20日（月曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2021年12月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 8階 ポートスタジオ
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬制度に係る報酬決定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://plaid.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://plaid.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●事業報告

企業集団の現況

直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員の状況

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年12月21日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年12月20日（月曜日）  
午後7時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月20日（月曜日）  
午後7時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（可返欄）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

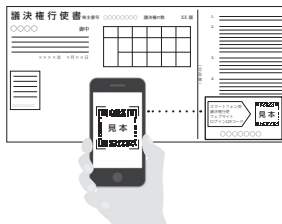
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

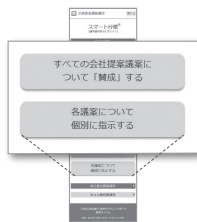
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

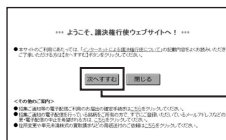
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法等が  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい  
パスワードを設定してくだ  
さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## バーチャル株主総会へのご出席のご案内

本株主総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、是非インターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、同サイト内より、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

**※インターネット経由でご出席される場合、7頁の注意事項を必ずご一読ください。**

### 1. 配信日時

**2021年12月21日（火曜日） 午前10時から（予めログインしてお待ちください）**

### 2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/plaid13>



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元QRコードを読み取り、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② ログインには「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」が必要です。これらは議決権行使書に記載があります。そのため、議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ご登録住所変更のお届出をされている場合は、変更前の「郵便番号」をご入力ください。

※日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主の皆様はご利用できません。

**※本日より株主総会当日までいつでもログインは可能です。**

※ご不明点に関しては、下記URLよりFAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

### 3. 事前質問方法

**【事前受付期間】 2021年12月6日（月曜日）から2021年12月17日（金曜日）まで**

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「質問」タブの送信フォームよりご送信ください。

※ 受付期間終了後にお送りいただいたご質問及び株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

### 4. 当日の議決権行使及び質問方法

**【受付開始】 2021年12月21日（火曜日） 午前10:00から**

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討の上、「決議」タブより賛否をご入力ください。また、「質問」タブより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご入力ください。

5. 当日のバーチャル株主総会「Sharely」に関するお問い合わせ先  
[電話番号] 03-6416-5286  
(コインチェック株式会社 Sharelyヘルプデスク)  
[受付日時] 株主総会当日 午前9:00から株主総会終了時まで

以上

#### 注意事項

- インターネット経由にて議決権行使及びご質問が可能です。動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場へ直接ご出席ください。また、当日の動議提案に対する賛否の表明もできませんので、動議の採決が必要になった場合は、インターネット出席者は棄権又は欠席として取り扱うことになりますので、予めご了承ください。
- 書面又はインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、当日インターネット経由で出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄しますが、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持する取り扱いとします。また、事前に議決権を行使されず、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いとします。
- 代理人によるインターネットでの出席はできません。代理人にて本総会へ出席する場合は、株主様ご本人の議決権行使書及び委任状をもって株主総会会場へ直接ご出席ください。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 株主総会当日のライブ配信のための映像撮影は、議長及び当社役員席のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## (添付書類)

### 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社のSaaS (Software as a Service) 事業が属するデジタル・マーケティング・サービス市場におきましては、引き続き成長を続けております。その一方で、マーケティングの業界においては、各企業で様々なマーケティングツールを導入することにより、結果として「顧客体験の分断」を生み出し、消費者として「どういった体験がうれしいか」という顧客目線に立って体験を考えることが困難になるという課題に直面していると捉えております。この課題は、顧客の存在をデータや数字の塊としてしか認識できない企業環境によって加速しているのが現状であります。

当社の提供する「KARTE」においては、定量面・定性面を含めて多面的に「一人ひとりの顧客がわかる」機能、分析や施策アクション機能の強化を継続的に実施しており、デジタル・マーケティング・サービス領域だけでなく、カスタマーサポート領域、営業領域など、あらゆる部署を顧客目線へと導くことのできるプロダクトとして様々な部署で活用いただいております。

当連結会計年度においては、特に既存顧客に対するサポートの強化やオプション商品の販売促進を図るとともに、将来の成長に向け、マーケティングや人材採用を中心とした先行投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の末日におけるARR（注1）は5,807,400千円、契約件数（注2）は806件、契約単価（注3）は600千円、顧客社数は538社、顧客単価（注4）は899千円、サブスクリプション売上高比率（注5）95.3.%となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,444,810千円となりました。利益面につきましては、事業拡大に向けて先行投資を行った一方で、売上高の堅調な推移及びサーバー利用の効率化による売上総利益率の改善がこれを上回り、営業利益は170,616千円となりました。また、東京証券取引所マザーズへの上場のための一時的な費用として上場関連費用を計上したことにより、経常損失は105,786千円となりました。特別損益については、特別損失として投

資有価証券評価損を計上した一方で、特別利益として段階取得に係る差益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は106,650千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

- (注) 1. ARR : Annual Recurring Revenueの略称。各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍して算出。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。
2. 当連結会計年度の末日における導入ウェブサイト及びスマートフォンアプリ数の合計を指します。
3. 当連結会計年度の末日における月次サブスクリプション売上高を同時点の契約件数で除して算出しております。
4. 当連結会計年度の末日における月次サブスクリプション売上高を同時点の顧客社数で除して算出しております。
5. 売上高のうち、経常的に得られるKARTEの月額利用料の合計額が占める割合を指します。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は21,682千円で、主な内容はPC等の購入によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、第三者割当増資により3,312,240千円の資金調達を行うとともに金融機関より長期借入金として200,000千円の資金調達を行いました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式会社Emotion Techについて、2021年9月に同社の発行済株式を59.5%追加取得し、子会社化しました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                      |
|------------------|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社Emotion Tech | 174,999千円 | 64.0%    | CX（顧客体験）マネジメントクラウド「EmotionTech CX」及び従業員体験EX（従業員体験）マネジメントクラウド「EmotionTech EX」の開発・運営 |

### (3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ①提供するサービスの向上

当社グループの顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化しております。当社グループは、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、既存プロダクト、サービスのさらなる付加価値向上を図ることが欠かせないものと認識しております。そのため、当社グループは、プロダクト、サービスの機能追加・改善を継続的に実施し、顧客価値の向上に努めてまいります。

#### ②プロダクト、サービスの認知度向上

当社グループが成長を維持していくためには、当社グループのプロダクト、サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従前より、積極的なマーケティング活動やパートナー企業との提携等の認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

#### ③組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの付加価値向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより成長を継続していくため、多様なバックグラウンドの優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備・強化していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備を継続的に実施してまいります。

#### ④経営基盤の強化

事業の拡大に伴う人材増強及び経営基盤の強化が欠かせないと認識しております。継続して人材の確保・育成・活用を行うと同時に、マネジメント力の強化や財務健全性の確保等の収益力を支える経営基盤の強化を図り、勢いのある成長を目指していきます。

#### ⑤安定的な事業資金の確保

当社グループは、事業拡大のために販売・マーケティングやサービス開発等への投資を継続しており、設立以来、每期、当期純損失を計上しております。これらの先行投資に必要な事業資金の調達を安定的に行うため、また、急激な資金需要や不測の事態に備えるため、金融機関に500,000千円のコミットメントラインを設けております。また、2021年9月期においても第三者割当増資により3,312,240千円を調達しておりますが、今後も資金調達をはじめ、財務基盤の強化及び安定的に事業資金を確保するための諸施策を講じてまいります。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

| 氏 名       | 会社における地位  | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                    |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 倉 橋 健 太   | 代 表 取 締 役 | CEO                                                        |
| 柴 山 直 樹   | 取 締 役     | 執行役員CPO                                                    |
| 高 柳 慶 太 郎 | 取 締 役     | 執行役員                                                       |
| 平 野 正 雄   | 社 外 取 締 役 | 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長<br>早稲田大学商学大学院 教授<br>株式会社ユーザベース 社外取締役 |
| 後 藤 圭 史   | 常 勤 監 査 役 |                                                            |
| 中 町 昭 人   | 社 外 監 査 役 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー<br>神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 特命教授      |
| 山 並 憲 司   | 社 外 監 査 役 | アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外取締役                                 |

- (注) 1. 取締役平野正雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中町昭人氏及び監査役山並憲司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役後藤圭史氏は、長年にわたり当社の管理部門に在籍し、法務・情報セキュリティに携わってきた経験があります。
6. 社外監査役中町昭人氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役山並憲司氏は、複数の企業における豊富な経験に加え、法務・コンプライアンスについても幅広い経験を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動はありません。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### 基本方針

- ・役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけていること
- ・当社のフェーズに応じた持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・企業文化と整合したものであること
- ・適切な報酬水準であること
- ・決定プロセスに透明性・客観性があること

##### 報酬水準

以下を参考とすること

- ・外部環境や市場環境
- ・上場企業、あるいは同業他社の報酬水準

##### 報酬構成の概要

- ・上場企業として、対外的なコミットメントは遵守していくものの、当社はまだ成長初期・投資フェーズであることから、当面は、基本報酬をベースとすること
- ・ただし、基本報酬は、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等を勘案すること
- ・業績連動報酬額、あるいは業績連動株式報酬、これらの比率等の設計は、今後の継続的な検討事項とすること

##### 報酬決定のプロセス

- ・報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬支給額等について、社外役員と協議を行うものとする
- ・この協議を経て、最終的な各人別の金額の決定は取締役会において行うこと

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |          |          | 対象となる役員の数  |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|----------|------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等   |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 86百万円<br>(6百万円)   | 86百万円<br>(6百万円)   | －<br>(－) | －<br>(－) | 4名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 15百万円<br>(6百万円)   | 15百万円<br>(6百万円)   | －<br>(－) | －<br>(－) | 3名<br>(2名) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 101百万円<br>(12百万円) | 101百万円<br>(12百万円) | －<br>(－) | －<br>(－) | 7名<br>(3名) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年1月11日及び2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、2019年1月11日時点で5名、2019年3月19日時点で4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。なお、監査役に対する具体的な付与数は上記範囲内で監査役会の決定により定めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|----------------------|-----------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)            |           | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産              | 4,452,247 | 流 動 負 債         | 1,506,196  |
| 現 金 及 び 預 金          | 3,725,411 | 短 期 借 入 金       | 200,000    |
| 受 取 手 形              | 1,029     | 1年内返済予定の長期借入金   | 311,720    |
| 売 掛 金                | 600,232   | 未 払 金           | 568,659    |
| そ の 他                | 126,099   | 未 払 法 人 税 等     | 55,404     |
| 貸 倒 引 当 金            | △525      | 前 受 収 益         | 119,454    |
| 固 定 資 産              | 2,132,039 | そ の 他           | 250,958    |
| 有 形 固 定 資 産          | 33,706    | 固 定 負 債         | 269,025    |
| 建 物                  | 26,227    | 長 期 借 入 金       | 268,320    |
| 減 価 償 却 累 計 額        | △25,982   | 繰 延 税 金 負 債     | 705        |
| 建 物 ( 純 額 )          | 245       | 負 債 合 計         | 1,775,222  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 118,340   | (純 資 産 の 部)     |            |
| 減 価 償 却 累 計 額        | △84,879   | 株 主 資 本         | 4,805,179  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 (純額) | 33,461    | 資 本 金           | 2,642,620  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産      | 2,098,333 | 資 本 剰 余 金       | 4,602,623  |
| 関 係 会 社 株 式          | 1,709,740 | 資 本 準 備 金       | 4,602,623  |
| 投 資 有 価 証 券          | 84,645    | 利 益 剰 余 金       | △2,439,949 |
| 敷 金 及 び 保 証 金        | 285,377   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △2,439,949 |
| 従業員に対する長期貸付金         | 18,570    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △2,439,949 |
| 資 産 合 計              | 6,584,287 | 自 己 株 式         | △114       |
|                      |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,598      |
|                      |           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 1,598      |
|                      |           | 新 株 予 約 権       | 2,287      |
|                      |           | 純 資 産 合 計       | 4,809,065  |
|                      |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 6,584,287  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,444,810 |
| 売 上 原 価                 |         | 1,451,335 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,993,474 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 3,822,857 |
| 営 業 利 益                 |         | 170,616   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 44      |           |
| 助 成 金 収 入               | 3,998   |           |
| 受 取 手 数 料               | 770     |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 1,338   |           |
| そ の 他                   | 479     | 6,630     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 13,523  |           |
| 支 払 手 数 料               | 42,000  |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 200,417 |           |
| そ の 他                   | 6,092   | 262,033   |
| 経 常 損 失 ( △ )           |         | △84,786   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 70,283  | 70,283    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   |         | △155,069  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 6,328   | 6,328     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |         | △161,398  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社プレイド  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 井 知 倫 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 有 吉 真 哉 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレイドの2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月29日

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 プ レ イ ド     | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 後 藤 圭 史 ㊞ |         |
| 社 外 監 査 役 中 町 昭 人 ㊞ |         |
| 社 外 監 査 役 山 並 憲 司 ㊞ |         |

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

取締役の全員（4 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1          | <div>くらしけんた</div> 倉橋 健太<br>(1983年 3 月 14 日生)  | 2005年 4 月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式<br>会社）入社<br>2011年10月 当社設立。当社代表取締役CEO就任<br>（現任）                                                                               | 10,965,000株     |
| 2          | <div>しばやまなおき</div> 柴山 直樹<br>(1982年 9 月 19 日生) | 2009年 7 月 情報処理推進機構2009年度上期末<br>踏IT人材発掘 本体採択<br>2011年 9 月 株式会社エスキュービズム入社<br>2013年 4 月 当社入社。取締役CTO就任<br>2018年 4 月 当社執行役員就任（現任）<br>2019年 2 月 当社取締役CPO就任（現任） | 7,066,000株      |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3          | <small>たかなぎ けい たろう</small><br>高柳 慶太郎<br>(1982年9月21日生) | 2005年 4 月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式<br>会社）入社<br>2008年11月 アジャイル・メディアネットワーク<br>株式会社入社<br>2011年10月 当社取締役就任<br>2013年 3 月 アジャイル・メディアネットワーク<br>株式会社取締役就任<br>2013年 3 月 アジャイル・メディアネットワーク<br>株式会社取締役副社長就任<br>2016年 4 月 当社取締役退任<br>2018年12月 当社取締役兼執行役員就任（現任） | 117,000株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4          | ひらの まさお<br>平野 正雄<br>(1955年8月3日生) | 1980年 4 月 日揮株式会社入社<br>1987年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社<br>1993年 7 月 同社パートナー就任<br>1998年 7 月 同社ディレクター・日本支社長就任<br>2007年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー・マネージングディレクター・日本共同代表就任<br>2012年 1 月 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長就任（現任）<br>2012年 4 月 早稲田大学商学学術院教授就任（現任）<br>2015年 5 月 デクセリアルズ株式会社社外取締役就任<br>2016年 8 月 株式会社ロコンド社外取締役就任<br>2017年 6 月 株式会社LITALICO社外取締役就任<br>2019年 3 月 当社社外取締役就任（現任）<br>2019年 3 月 株式会社ユーザベース社外取締役就任（現任） | 0 株             |

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.平野正雄氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3.平野正雄氏は、2019年3月に当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年9ヶ月であります。
- 4.倉橋健太氏を取締役候補者とした理由は、当社の代表取締役として、創業時より事業全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップで事業を推進できると判断したためであります。

- 5.柴山直樹氏を取締役候補者とした理由は、技術開発における豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためであります。
- 6.高柳慶太郎氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を当社の事業のさらなる拡充に活かすことができると判断したためであります。
- 7.社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役候補者といたしました。
- 8.当社は、平野正雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。また、平野正雄氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 9.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

〔ご参考〕

本議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会構成員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

各役員がスキルを保有していることを前提として、当社が各役員に対して特に求める項目に○印をつけています（最大４個としています）。

| 氏名         | 企業<br>経営 | テクノロ<br>ジー | 営業・<br>マーケティング | 法律 | 財務<br>会計 | 監査 | グローバ<br>ル |
|------------|----------|------------|----------------|----|----------|----|-----------|
| 取締役 倉橋 健太  | ○        | ○          | ○              |    |          |    |           |
| 取締役 柴山 直樹  |          | ○          | ○              |    |          |    | ○         |
| 取締役 高柳 慶太郎 | ○        | ○          | ○              |    |          |    |           |
| 取締役 平野 正雄  | ○        |            | ○              |    | ○        |    | ○         |
| 監査役 後藤 圭史  |          | ○          |                | ○  |          | ○  |           |
| 監査役 中町 昭人  |          |            |                | ○  |          | ○  | ○         |
| 監査役 山並 憲司  | ○        |            |                | ○  |          | ○  | ○         |

当社は、「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げるテクノロジーカンパニーであります。事業環境が刻々と変化する中、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、同分野における経営やマネジメントに加え、成長初期・投資フェーズであるSaaS事業においては営業・マーケティング戦略やプロダクト開発を迅速かつ正確に推進することが重要であります。

また、成長初期・投資フェーズである当社が同分野を席卷する国内外のプレーヤーとの競争において当社の事業を一層スケールさせるためには、成長投資（M&Aを含む）やグローバル展開を避けて通ることができません。

そのため、これらの現況において自らが備えるべきスキルとして、「企業経営」「テクノロジー」「営業・マーケティング」「グローバル」の項目を選定しています。

また、上記の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野における着実な経営判断とその監督が極めて重要になります。加えて、事業スケールのためには、強固な財務基盤の構築と財務戦略の推進が必要であり、そのためには、実務に裏打ちされた財務・会計分野における確かな知識・経験が必要であります。

したがって、「法律」「財務会計」「監査」の項目も選定しています。

## 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止（競争力の向上）を図り、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）を導入し、また、当該目的に加えて、業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的として、業績条件型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度に基づく株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

現在の対象取締役は3名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

### 【本制度Ⅰの内容】

本制度Ⅰは、対象取締役に対し、当社の普通株式を一定期間譲渡等が禁止される譲渡制限付株式として付与するものです。

本制度Ⅰに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額150百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度Ⅰに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、概ね3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものいたします（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得いたします。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### 【本制度Ⅱの内容】

##### (1) 概要

本制度Ⅱは、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）中、継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったことに加えて、当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したことを条件として、当社の普通株式を付与するものです。本制度Ⅱにおいては、付与する報酬の50%を当社の普通株式で付与し、残り50%を納税資金の確保のために現金で支給するものとします。

本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間2万5,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として株式付与分及び金銭支給分を合わせて年額150百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本制度Ⅱは、評価期間中の継続勤務及び業績目標達成を条件とする報酬であり、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否かは確定しておりません。

また、評価期間の開始後に選任された対象取締役についても取締役会の決定により対象取締役に含めることができることといたします。

##### (2) 本制度Ⅱにおける報酬等の算定方法

本制度Ⅱにおいては、次の①の計算式に基づき各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、次の②の計算式に基づき各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間の割合に応じて合理的な調整を行うことといたします。

① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数（＊１）（＊２）

基準交付株式数（＊３） × 50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額（＊４）

（基準交付株式数（＊３）－ 上記①の計算式により各対象取締役に交付する当社普通株式の数） × 当社株式の時価（＊５）

- \* 1 計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には切り上げます。
- \* 2 現物出資交付により株式を交付する場合には、上記①の計算式により算定された株式数に、株式の発行又は処分の際の1株当たりの払込金額を乗じた額の金銭報酬債権を取締役の報酬等として支給します。
- \* 3 基準交付株式数は、各対象取締役の役位等を踏まえ、当社の取締役会において決定します。
- \* 4 計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。
- \* 5 当社株式の時価は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引価格を基礎として、当社取締役会が決定した額といたします。

(3) 対象取締役に対する株式交付及び金銭支給の要件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式を交付し、金銭を支給するものといたします。

- ① 評価期間中、継続して当社取締役その他当社取締役会で定める地位にあったこと
- ② 当社取締役会が定める評価期間中の業績目標を達成したこと

なお、業績目標は、当社の経営目標及び業績等を踏まえて、利益の状況、株式の市場価格の状況若しくは売上高等を示す各指標の一つ又は複数をを用いるものといたします。

- ③ 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ④ その他本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件

(4) 評価期間中の退任等の取扱い

対象取締役が評価期間中に死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を喪失した場合において当社の取締役会が相当と認める場合には、必要に応じて、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付及び金銭の支給に代えて、当社取締役会が合理的に調整を行った額の金銭を支給することができるものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、株式交付分の当社普通株式の交付及び金銭支給分の金銭の支給に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

(6) 株式の併合・分割等による調整

本制度Ⅱに基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度Ⅱの算定に係る株式数を調整します。

【本議案の内容が相当である理由】

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容の概要を本議案末尾の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要」に記載の内容に変更することを予定しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って取締役に報酬を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2021年9月30日時点）に占める割合は約0.20%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要】

1 基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置付けるものである。取締役の報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、当社の企業文化と整合するような報酬体系とし、報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。株式報酬は、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止（競争力の向上）を図り、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有、業績目標の達成に対するコミットを進めるためのものとする。

個々の取締役の報酬の決定にあたっては、その決定プロセスが透明性・客観性をもつものでなければならない。

2 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(1) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、市場環境、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業における報酬水準、業界水準、当社業績の他、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等の諸般の事情を考慮して決定する。

- (2) 株式報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度及び業績条件型株式報酬で構成する。

① 譲渡制限付株式報酬制度

社外取締役を除く取締役を対象とし、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止（競争力の向上）を図り、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めること等を目的として、概ね3年間から5年間の間で当社取締役会が定める期間継続して当社の取締役等を務めることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度Ⅰ」という。）を導入する。制度Ⅰに基づく譲渡制限付株式は、社外役員との協議を経て、取締役会が定める時期に交付する。

② 業績条件型株式報酬制度

社外取締役を除く取締役を対象とし、制度Ⅰの目的に加えて、業績目標の達成に対するインセンティブを強化することを目的とする業績条件型株式報酬制度（以下「制度Ⅱ」という。）を導入する。業績条件型株式報酬の内容は、取締役会において評価期間（以下「評価期間」という。）を設定し、対象取締役に對して、評価期間経過後に、評価期間中の継続勤務及び業績条件の達成を条件として株式を交付するものとし、制度Ⅱに基づく報酬の半分は納税資金を確保するために金銭で支給する。

- (3) 基本報酬（金銭報酬）の額、株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針

当社は成長初期・投資フェーズであることから、当面は、取締役の個人別の報酬等の額における割合としては、基本報酬を報酬の中心とする。もっとも、基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合については、当社の成長ステージや当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する国内外の企業における水準等を踏まえ、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう継続的に検討し、設計するものとする。

3 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

当社における個別の取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定する。なお、取締役の個別の報酬については、報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬支給額等については、事前に社外役員と協議の上、取締役会に上程しなければならないこととする。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 8階 ポートスタジオ



交通 J R：山手線・京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩4分  
地 下 鉄：都営浅草線・都営大江戸線 大門駅 B2出口より徒歩5分  
ゆりかもめ：ゆりかもめ 竹芝駅 デッキ直通徒歩2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。